

「既存住宅状況調査技術者講習」

更新講習開催のお知らせ

～ 建築士の同資格者で

有効期限が今年度末(令和9年3月31日)の方へご案内です ～

来月、9/29(火)に「既存住宅状況調査技術者／更新講習」を開催します。

受講申込受付の期限は、9/11(金)までです。

郵送受付となりますので、郵送前にFAXにて書類の事前チェックを受けてくださいますようお願いいたします。

つきましては、該当の方で更新を希望される場合、お手続きくださいますようお願い申し上げます。(既に他講習機関にてお手続き済みの場合はご了承ください)

◆住宅金融支援機構の「適合証明技術者」登録について◆

令和2年度より、「適合証明技術者」登録は、この「既存住宅状況調査技術者講習」修了も要件となっております。

- 「適合証明技術者」資格が、今年度末(令和9年3月末日)までの方が更新の際は、今年度の本講習「既存住宅状況調査技術者講習」を修了していなければ資格を有することが出来なくなりました。

※「適合証明」講習は別途、手続・登録料等納入・受講が必要です。9月開催予定です。

※9/29(火)の

午前中に「既存住宅状況調査技術者講習／更新」、午後に「適合証明技術者講習」開催を予定していますので、2つの講習を同日受講することも可能です。

受講申込に必要なもの

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、以下の書類を添付してください。

- (1) 写真1枚(縦3.0cm、横2.4cm、カラー、3ヶ月以内に撮影)
- (2) 建築士免許証の写し、またはカード型建築士免許証明書の写し
- (3) 顔写真入りの本人が確認できる書類の写し(運転免許証、パスポート等)
※カード型建築士免許証明書の写しを提出する場合は不要
- (4) 既存住宅状況調査技術者講習実施機関への登録を証する修了証の写し

- ①一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会
- ②公益社団法人 日本建築士会連合会
- ③一般社団法人 全日本ハウスインスペクター協会
- ④一般社団法人 日本木造住宅産業協会
- ⑤一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

- (5) 受講料(16,700円/税込)の銀行振込控えの写し

受講料：消費税率10%	登録番号：T8340005000243	税抜額	税額等	税込等
(テキスト代・登録料・登録証カード発行等含む)		15,182	1,518	16,700

受講料振込先：鹿児島銀行 鹿児島市役所出張所 普通預金 No. 188923

- (6) 110円切手を貼付した返信用封筒(受講票の返送用)

※受講申込書は本会ホームページよりダウンロードできます

※郵送前にFAXにて事前チェックを受けてくださいますようお願い致します

「既存住宅状況調査技術者講習」

更新講習について

講習会について

講習日時 令和8年9月29日(火)9:20～12:50/予定 (修了考査含む)

会 場 カクイックス交流センター／東棟3階「大研修室 1」
(県民交流センター)
鹿児島市山下町14-50 電 話 099(221)6600

会場コード B4693

そ の 他 定員:30名 CPD:2単位(予定)

申込について (簡易書留または赤レターパックにて送付してください)

受 講 対 象 以下の①②の両方に該当する方

①建築士法第2条第1項に規定する建築士(一級、二級、木造)

②既存住宅状況調査技術者講習会の修了者(令和9年3月31日が有効期限の方)

※他団体で既存住宅状況調査技術者の登録をしている方も受講できます

※本人受講となり代理受講はできません

申込書の入手 ダウンロード (<https://www.kago-kjk.or.jp/>) より入手
してください ※添付書類も必要です(別紙記載:ご参照ください)

受講申込締切 9/11(金)

受 講 料 16,700円 (税込／テキスト代、登録料、登録証カード発行等含む)

受講料:消費税率10% 登録番号:T8340005000243	税抜額	税額等	税込等
	15,182	1,518	16,700

※一度納入された受講料は本会の責により講習を受けることができなかった場合を除き返還されません。

下記の口座へお振込みのうえ、振込控えの写しを添付ください

口座番号	鹿児島銀行 鹿児島市役所出張所 普通188923
口座名義	イッパソシャダンホウジン カゴシマケンケンチクジギムシヨキョウカイ 一般社団法人 鹿児島県建築士事務所協会

(振込手数料はご負担ください)

※郵送前にFAXにて書類のチェックを受けていただきますようお願いいたします

問合せ先 (一社)鹿児島県建築士事務所協会
電 話 099-251-9887 F A X 099-251-9871